

# 衆議院法務委員会ニュース

平成 28.12.7 第 192 回国会第 14 号

12 月 7 日（水）、第 14 回の委員会が開かれました。

## 1 民法の一部を改正する法律案（内閣提出、第 189 回国会閣法第 63 号）

### 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、第 189 回国会閣法第 64 号）

・参考人から意見を聴取し、質疑を行いました。

（参考人）東京大学大学院法学政治学研究科・法学部教授

弁護士

弁護士

中 田 裕 康 君

新 里 宏 二 君

岩 田 修 一 君

・金田法務大臣、盛山法務副大臣、井野法務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

（参考人に対する質疑）

#### 藤 原 崇君（自民）

- ・第三者保証に関しては、全面的に禁止すべきとの意見もある中、法制審議会での議論において利害対立の調整を経た上で、本法案の形になったものと考えているが、法制審議会の議論に参加した一人として、本法案における第三者保証についての見解を、中田参考人に伺いたい。
- ・主たる債務者が行う事業に現に従事している主たる債務者の配偶者を個人保証の制限の対象から除外する本法案第465条の9第3号において、「事業に現に従事している」とは具体的にどのような場合を指すのか、文言の解釈について、中田参考人、新里参考人及び岩田参考人の見解を伺いたい。
- ・融資する側にとっては、主たる債務者の配偶者が本法案第465条の9第3号に当たるとして、個人保証の制限の対象から除外されると判断することは難しいことであり、念のため、公証人による意思確認の手続をとることが多くなるのではないかと思うが、岩田参考人の見解を伺いたい。

#### 吉 田 宣 弘君（公明）

- ・諸外国、特に独国や仏国などにおいて、どのくらいの期間で民法の改正が行われているのか、中田参考人の見解を伺いたい。
- ・事業用融資の個人保証契約において、強制執行認諾文言付き公正証書が利用される場合には、その効力の強さを考慮し、より一層厳格な運用を求めべきだと思うが、具体的な実務の運用方法について、新里参考人及び岩田参考人の見解を伺いたい。
- ・保証人の保護を貫徹するためには、第三者保証を全面的に禁止することが近道であると思うが、中小企業が融資

を受ける際に保証人が必要となる仕組みになっているなど、将来、全面的に禁止するためにクリアすべき中小企業側の事情について、新里参考人及び岩田参考人の見解を伺いたい。

#### 井 出 庸 生君（民進）

- ・本法案には、検討の過程において議論がまとまらなかったために盛り込まれなかった項目や判例法理の導入を見送った項目があるが、これらの項目を含めた本法案成立後の更なる改正の必要性について、中田参考人の見解を伺いたい。
- ・個人保証の在り方については、分野横断的な検討が必要であると考えているが、民法で事業用融資の個人保証が禁止された場合に、奨学金の返還債務の保証等の他の分野の保証にどのような影響を及ぼすのか、新里参考人の見解を伺いたい。
- ・本法案で新設される定型約款に関する規定について、定型約款の変更やみなし合意に関する規定について否定的な意見があることから、慎重な規定ぶりとしておいてもよいと考えるが、岩田参考人の見解を伺いたい。

#### 藤 野 保 史君（共産）

- ・本法案では消費者や事業者の定義は置かれていないが、民法にこれらの概念を規定する必要性について、岩田参考人の見解を伺いたい。
- ・新里参考人は、平成25年6月1日の参議院法務委員会において参考人として、第三者保証の制限、禁止に向けて日本の社会が大きく動いている旨を発言されているが、日本の社会が動いていると認識された事項について、詳しく伺いたい。
- ・そもそも保証の役割は終わっているのではないかと考え

るが、保証が現代社会で果たす役割について、中田参考人の見解を伺いたい。

- ・いわゆる暴利行為の被害の実態と民法に暴利行為の規定を設けることの意義について、岩田参考人の見解を伺いたい。

## 木下智彦君（維新）

- ・個人保証に頼らない金融制度の確立が政府の目指す政策でありながら、本法案では事業用融資における第三者保証を維持するなど、本法案に政府の政策が反映されているとは思えないが、そもそも、民法に政策的要素は反映されるべきなのか、それとも、民法の普遍性を保つために政策的要素は排除されるべきなのか、中田参考人、新里参考人及び岩田参考人の見解を伺いたい。
- ・事業用融資における第三者保証について、法制審議会で一律禁止は行き過ぎとされたというが、これは一部の業界団体の意見が色濃く反映されたものであり、この事例からも、法制審議会の審議には社会のニーズや政府の政策が反映されていないのではないかと考えるが、今後の法制審議会の在り方について、中田参考人、新里参考人及び岩田参考人の見解を伺いたい。

（政府に対する質疑）

## 野中厚君（自民）

- ・本法案において新設される事業用融資の個人保証契約における公証人による保証人になろうとする者の意思確認の後に、当該保証人が認知症等により意思能力を欠く者であったことが判明した場合の保証契約の効力について、伺いたい。
- ・法制審議会において検討されたものの本法案に盛り込まれなかった事項が少なくないことを踏まえ、今後も、経済・社会情勢の変化に応じた民法改正をしていくことについて、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・国民に分かりやすい民法とすることが本法案の趣旨の一つであることを踏まえ、具体的な事例を挙げるなど国民に分かりやすく周知・広報をすべきと考えるが、法務大臣政務官の見解を伺いたい。

## 赤澤亮正君（自民）

- ・弱者保護を目的とする、それに特化した法律ではなく、対等な私人がお互い合意の上で結ぶ契約であれば、内容も自由であるということをやった上で必要な規定を整備するのが民法であると考えているが、法務副大臣の見解を伺いたい。
- ・請負について、仕事の目的物が土地の工作物である場合には瑕疵があるために契約目的を達することができない

ときであっても解除することができないこととしている現行の民法第635条ただし書について、これを空文化する最高裁判所の判決が出されたことから、念のため、国民に分かりやすくするために削除するとの理解でよいのか、伺いたい。

- ・消滅時効について、協議による時効の完成猶予の規定を新設する趣旨はどのようなものか。協議の合意以外にどのような要件が必要となるのか、協議の合意により時効の完成が猶予されることとなる期間の上限はどうなっているのか。

## 土屋正忠君（自民）

- ・青色申告会の幹部等に意見を求めた結果、本法案における公証人による意思確認の手續規定は、実態を踏まえた規定と考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・夫婦の実態もいろいろあるが、一般に情義性が強いとされる配偶者に過大な負債を負わせることの是非について、法務大臣の見解を伺いたい。

## 國重徹君（公明）

- ・債権譲渡の対抗要件制度に関して、法制審議会における議論の経過、同制度の改正が見送られた理由及び同制度についての法務省における今後の方針を伺いたい。
- ・債権譲渡において、債務者の異議をとどめない承諾による抗弁の切絶の保護を受ける譲受人に対し、判例は、その主観的要件として、善意無過失を要求しているが、その趣旨について伺いたい。また、本法案において、この債務者が異議をとどめない承諾をした場合の抗弁の切絶に関する規定を削除しているが、その趣旨を伺いたい。
- ・本法案第469条において債権譲渡がされた場合に債務者が相殺の抗弁を主張するための要件を設けることとした趣旨を伺いたい。また、債務者が相殺の抗弁を主張できるのは譲渡人に対してどのような債権を有している場合なのか、伺いたい。
- ・預貯金口座への払込みによる弁済について、債務者が預貯金口座に払込みさえすれば弁済に当たるのか、債権者の意思に反する預貯金口座への払込みの場合も弁済に当たるのか、法務省の見解を伺いたい。